平成２４年（フ）第７号
宮崎市中西町21番地２
債務者　鎌田　訟子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市伊良部字長浜1302番地３
債務者　浦崎　和人
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中平　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
那覇地方裁判所平良支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７４号
愛媛県今治市高市甲８番地８
債務者　眞鍋由美子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１１号
宮崎市佐土原町上田島4406番地７
債務者　末松　昌子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５号
宮崎県都城市金田町2675番地６、前住所宮崎県都城市高崎町大牟田1239番地１　中央団地71棟24号
債務者　松原　千昭
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町20番13号　福崎アパート203号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬大字小宿99番地
債務者　宮　　輝満
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第７号
福島市伏拝字樋水15番地の４
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
福島県郡山市田村町徳定字高畑57番地　橘ハイム101号
債務者　小沼トヨ子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２８４８号
愛知県あま市西今宿郷内一85番地
債務者　川井祐美子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９７号
名古屋市瑞穂区惣作町１丁目30番地の３　オアシスミズホ４Ｂ号
債務者　犬飼　葉月
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５４号
高知市朝倉己175番地４　男女ノ湊ハイツ303
債務者　森下みちか
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７４号
高知市介良249番地
債務者　中橋いくこ
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０４号
高知市万々394番地　小倉マンション202
債務者　山﨑　　綾
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０９号
高知市神田2160番地10　越智康之方
債務者　桝田　るみ
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９３号
宮崎県日向市大字財光寺284番地
債務者　酒井　　敦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２１１号
宮崎県延岡市塩浜町４丁目1727番地14
債務者　吉川登志子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県肝属郡肝付町富山1311番地１
債務者　牧　　純浩
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係